

国連障害者権利委員会

【全日本ろうあ連盟試訳 Ver.2】

フィリピンの最初の報告に関する事前質問リスト

2018年4月25日

英文ソース：

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2fQ%2f1&Lang=en

A. 目的と一般義務(第1条-第4条)

1. フィリピン全国障害者問題協議会が、障害者施策の形成にどの程度の効果をもたらしているかを明確にしてください。締約国の法的な規定を、障害者の権利条約に準じ、障害者の権利を擁護するものにするために、具体的にどの国内法を改正したのかを明確にしてください。
2. 障害者、特に、ハンセン病のようにもともと疎外された立場にある障害者グループが、当事者組織を通して、全ての障害に関する法律、政策、戦略、行動計画の意思決定プロセスや起草に、完全かつ平等な関与することを保障するために、締約国が行なった対策を明らかにしてください。
3. 障害者を含む、個人や家族の脆弱性を軽減することを目的としたフィリピン開発計画2017-2022年や” Make the Right Real (権利を実現する)” を謳った2013-2022年のフィリピン障害者の10年を実施するために締約国が行なった対策について、委員会に報告してください。
4. 締約国の報告 (CRPD/C/PHL/1 and Corr.1)の paragraph 16に記されている「もっとも優先する」という懸念について、懸念事項は何だったのか、国の行動計画の中に、それをどのように取り入れたのかについて明らかにしてください。
5. 締約国が、障害者の権利条約第1条-第3条に書かれている基準や原則に完全に一致させるために、国内法における障害という概念の適用について体系的に検証するはっきりとした計画をもっているかどうかを明らかにしてください。
6. 締約国は、いつ権利条約の選択議定書を批准する予定かを明確にしてください。
7. 予算行政管理省と社会福祉開発省が省庁間通達2003-01号に記した政府予算の1%を障害者のプログラムおよびプロジェクトに割り当てるとするガイドラインを、締約国がどの程度実施しているかを委員会に報告してください。
8. 合理的配慮とユニバーサルデザインに関する法律および政策を実施するための施策について委員会に報告してください。またこれらの施策の成果に関する詳細な情報を提示してください。

B. 具体的な権利 (第5条-第30条)

平等及び無差別 (第5条)

9. 障害者のマグナカルタとして知られている1992年の共和国法7277号、及び2007年と2016年の改訂が、障害者への差別に関する問題に対して、どのような影響を与

付録資料2

えたかを委員会に報告してください。また、雇用、教育、保険、社会サービス、通信サービス、アクセシビリティの分野における差別、及び障害者の社会参加とインクルージョンにおける差別から、障害者が保護されることを、締約国が、どの程度効果的にモニタリングをしているかを示してください。

10. 差別的な法律や慣行に障害者が異議を申し立てるための法的救済措置に関する情報を提示してください。また申し立てのあった異議に対し何パーセントの割合で措置が取られたのか、そして具体的にどのような措置が取られたのかを明らかにしてください。
11. ハンセン病に関係した障害をもつ人たちが負っているスティグマや差別を終わらせるために、締約国が行なっている取り組みを説明してください。
12. ハンセン病に関係した障害をもつ人たちが、国の障害者法において法的に認知されているかどうかを説明してください。またハンセン病に関係した障害をもつ人たちに対する差別を含んだ法律を廃止するための当局のこれまでの取り組みについて説明してください。

障害のある女子（第6条）

13. 障害のある女子について、差別の件数や雇用率、総合的な教育レベルの達成状況に関するデータを委員会に提出してください。また障害のある女子に対する性的暴力や、性的搾取を含む性的虐待の発生に関するデータも提出してください。障害のある女子を暴力から保護するために、共和国法7877号、共和国法9262号、共和国法9710号及び「女性のマグナカルタ」などの法的手段を行使するのに必要な手順について委員会に報告してください。

障害のある児童（第7条）

14. 障害のある児童の家族を支援するために採用されたアフターマティブアクション（積極的差別是正措置）について委員会に報告してください。
15. 麻薬取引や強制労働、児童買春の対象とされないように保障することを含め、障害をもつ児童が人権を完全に享受するために、締約国が行なってきた施策について委員会に報告してください。
16. 先住民や路上生活の子供たちと共に、障害のある子供たちを記録するために、出生届のない児童のプロジェクト(Unregistered Children Project)が、どの程度成果をあげているのかを記してください。

意識の向上（第8条）

17. 司法の専門家、官僚、警察官、教師、地方自治体職員の障害の人権に基づくモデルに対する意識を向上させ、障害者の権利条約の原則への理解を深めるための研修プログラムに関する情報を提示してください。

施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）

18. 障害者の公的建物及び民間の建物へのアクセスを保障することを目的として、共和国法7277号の25セクション（バリアフリー環境）及び27セクション（公共交通機

付録資料2

関へのアクセス)が果たしている効果をモニタリングするために、現在使われている法的な文書について、委員会に報告してください。

19. 障害のある人たち、特にインクルーシブ教育環境にある障害のある児童が、点字、わかりやすい文(Easy Read)などの利用可能な形式で情報及び通信テクノロジーを利用することを保障するために行なっている施策について委員会に報告してください。インターネットのアクセシビリティのための施策についても委員会に報告してください。

危険な状況及び人道上の緊急事態(第11条)

20. 障害者、特に知的障害及び/または心理社会的障害、移動困難、障害のある児童、ろうであり盲である人、進行性の状況にある人にとって、災害リスク削減のストラテジーが、どの程度アクセシブルで、インクルーシブなものであるかの情報を提示してください。災害リスク削減のストラテジー及び政策立案の計画、実施、評価、モニタリングについて、当事者団体を通して、障害者がどの程度、関わっているかを示してください。

法律の前にひとしく認められる権利(第12条)

21. 共和国法9406号で認められた法的な保護が、障害者、特に知的障害及び/又は心理社会的障害のある人が完全な法的能力を有することを認知し、障害者の権利、意思、好みを尊重する支援付き意思決定スキームを作るための方法についての情報を提供するかを説明してください。

司法手続きの利用の機会(第13条)

22. 共和国法9406号に記されている、障害者が直接的又間接的に司法制度に効率的に参加するための手続き上の配慮及び年齢に即した配慮について、どの程度、司法制度が保障しているかを示してください。専門的な訓練を受けた手話言語通訳者を、ろう者が使える状況にあるかどうかも記してください。

身体的自由及び安全(第14条)

23. 障害者、特に知的障害あるいは心理社会的障害のある人で、障害あるいは障害と思われることを理由として自由を剥奪されている人に関する情報を提供してください。また障害を理由として、いかなる者も施設に入れられたり、自由を剥奪されたりすることがないように保障するために、どのような法的、行政的対策がとられてきたかを説明してください。

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰からの自由(第15条)

24. 障害のある若い女子を、ポルノを含む商業的な性的搾取から保護するためにどのような手段が可能であるかについて委員会に報告してください。

搾取、暴力及び虐待からの自由(第16条)

25. 本人の同意の有無に関わらず、物乞いをさせるなどの障害者に対する搾取、暴力、虐待の事例について、締約国が、体系的にモニタリングしているかどうかを委員会に報告してください。

26. 共和国法9442号のセクション39-42に記されている障害者を虐待や憎悪から保護する方法について委員会に報告してください。また法を侵した個人あるいはグループを処罰する手段についても報告してください。

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

27. 障害者の福祉の推進に、脱施設化の指針が含まれているかを説明し、進捗状況について委員会に報告してください。
28. 施設の入所者数、障害、性別、年齢別の数の情報を提供してください。全国人権活動計画が、脱施設化の動きにどのような効果を与えているかを明記してください。

表現及び意見の自由ならびに情報の利用の機会（第21条）

29. 点字、手話言語、補助的及び代替的意思疎通及び通訳サービスに関する政策を実施するための方策についての情報、また障害者、特に視覚障害者及び聴覚障害者の公的な文書やインターネットの利用を保障するための施策についての情報を提供してください。フィリピン手話言語を締約国の公的言語とするために行なった対策についても委員会に説明してください。

家庭及び家族の尊重(第23条)

30. 障害のある児童が他の者との平等を基礎として、社会に完全に参加したり、意見を述べたり、意思決定に参加したりする際に、家族が障壁となっているような状況がある場合、締約国が対策を行なっているかどうかを明示してください。

教育（第24条）

31. 障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育）の権利に言及した障害者の権利条約の第24条、及び委員会の一般的意見4号(2016)にしたがって、インクルーシブ教育の権利がもたらす、社会経済的及び文化的な利益について、締約国が調査を行なったかどうかを説明してください。障害のある学習者のためのインクルーシブ教育を実施するために、特に共和国法7277号の方針及び教育省のゼロリジェクト（拒否ゼロ）政策を実現するための方法として、締約国が計画している施策についても説明してください。

健康（第25条）

32. 障害者、特に障害のある児童や農村部で暮らす障害のある人が、保健施設や保健サービスを支払い可能な費用で利用できるようにするための対策について、委員会に報告してください。障害者が利用可能な形式で公衆衛生教育が提供されているかどうかについての情報も提供してください。

ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション（第26条）

33. 地域に根ざしたりハビリテーションを含む、世界保健機構（WHO）のフレームワークの5つの主要要因に基づいたリハビリテーションサービスの提供に、共和国法7277号、共和国法1179号、及び1954年の職業リハビリテーション法が、どの程度役立っているのかを示してください。地域に根ざしたりハビリテーションに関わりの

付録資料2

ある権利条約の条文を関連させるために行なってきた取り組みについて明示してください。

34. 医学的、社会的、教育的、職業的リハビリテーションサービスについて、都市部と農村部でどの程度のサービスが提供されているのかを説明してください。補助機器など、障害者が利用可能（アクセシブル）で購入可能なかたちでのリハビリテーションやリハビリテーションサービスの種類も説明してください。
35. 障害者の権利条約批准後に、職業リハビリテーション法を改訂するために締約国がとった施策について明らかにしてください。

労働及び雇用（第27条）

36. 全国的な平均収入と比較した障害者の平均収入の状況について委員会に報告してください。法律で定められた最低収入を得ている障害のある労働者の割合についての情報を提供してください。
37. 雇用の5%の法定雇用率の効果について、様々な障害の種類ごとにデータを提供してください。性別、年齢、民族、障害種別、教育レベルごとの障害者の雇用と失業の状況についてのデータを併せて提供してください。

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

38. 締約国が、社会福祉開発省の持続可能な自営生計支援カウンラン(訳注：タガログ語で「進歩」「成長」の意味)プログラムを障害者に適用しているかどうかを報告してください。適用している場合、プログラムの効果をどのようにモニタリングしているかを明示してください。
39. 2006年の全国障害に関する方針及び行動計画と貧困削減基金の実施について委員会に報告してください。またそれによって、障害者の相当な生活水準がどの程度保障されているかを報告してください。締約国の報告のパラグラフ196を鑑み、貧困の暮らしにある障害者の割合が高いことについて、締約国がどのような対策を行なったかを委員会に報告してください。

政治的及び公的活動への参加（第29条）

40. 地方、地域、全国レベルにおいて、障害者が政治的な権利を行使するのを保障するために行なっている施策について委員会に報告してください。選挙管理委員会が障害に限定した投票区を設けることを認めた共和国法10366号を実施するための対策について委員会に報告してください。

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

41. 「全ての国立スポーツセンターの障害者及び障害のある選手に対するアクセシビリティについて監査を行う」という、社会福祉開発省が2010年に作成した覚書の遂行の結果、障害者の文化的な生活、レクリエーション、スポーツへの参加を阻む障壁をなくすことができたかどうかを委員会に報告してください。盲人、視覚障害者、活字障害者の印刷物の利用を容易にすることを目的とした、マラケシュ条約批准のための対策について、委員会に報告してください。

C. 具体的な義務（第31条—第33条）

統計及び資料の収集（第31条）

42. 収入、性別、年齢、民族、障害種別、地理的な場所、及びその国の背景にあったそれ以外の特徴ごとに分類された、質が高く、適時かつ信頼できるよりよいデータを収集するための対策について、委員会に報告してください。ワシントングループの障害に関する質問票を国勢調査や世帯調査に取り入れるための方策についても委員会に報告してください。

国際協力（第32条）

43. 締約国が、国際協力のプロセス、特に、障害インクルーシブなプロジェクトの確認、企画、実施、モニタリングについて、当事者団体を通じた障害者の参与を、締約国がどの程度実現しているかを明確にしてください。
44. 締約国が、持続可能な開発目標（SDGs）の目標8.5及び10.2にしたがって、障害者の社会的、経済的、政治的包容を強め、推進していくために、国際協力をどの程度活用してきたのかを委員会に報告してください。

国内における実施及び監視（第33条）

45. 障害者の権利条約第33条第2項、及び人権の保護及び促進のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）の遵守に基づき、国の独立監視機構を設置するための対策について委員会に報告してください。独立機構の年間予算の状況も提供してください。本活動のモニタリングに障害者団体が完全に参与することを保障するための対策についても情報を提供してください。